

神戸市民病院機構第2期中期目標の変更について

1 概要

西神戸医療センターが、平成29年4月1日を目途に神戸市民病院機構に移管することを受け、第2期中期目標に、西神戸医療センターとそれに関連する記述を追加するとともに、その後の制度の新設や改正に対応する。

2 主な変更点

西神戸医療センターに関する記述の追加

- ①前文に、平成29年4月を目途として市民病院機構へ移管する旨を明記するとともに、それぞれの病院の位置づけを明確にする。
- ②同一項目となっている「災害医療及び感染症医療」について、「結核・感染症医療」と「災害医療」の項目に別立てし、それぞれの位置づけと役割を明確にするとともに、「結核・感染症医療」の項目に、西神戸医療センターにおける結核医療の記述を追加する。

制度の新設や改正への対応

- ①前文
「地域医療構想」に関する記述及び「地域包括ケア」に関する記述を追加する。
- ②災害医療
「神戸市災害対応病院」指定の記述を追加する。
- ③人材育成
「後期研修医」を「専攻医」と変更する。

3 今後の進め方

平成27年	10月28日	第28回評価委員会
	11月27日	第29回評価委員会
	11月30日（予定）	市民意見募集（～12月25日）
	12月	市議会へ議案の提出
平成28年	3月	機構へ指示

（参考法令）中期目標

○設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。【地方独立行政法人法（以下、「法」とする）第25条第1項】

○設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【法第25条第3項】